

役員報酬等及び費用に関する規程

平成25年 2月25日 制定
平成28年 3月24日 一部改正
令和 7年 6月 2日 一部改正

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）の定款第17条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第1 3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 常勤役員の報酬は月額とする。
3 常勤役員の退職に当たって、退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の報酬月額は別表「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第」20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議による。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則 この規程の変更は、令和7年6月2日から施行する。

【別 表】

常勤役員報酬月額

役 職	月 額 報 酬
専務理事	50万円までの範囲内
特任理事	10万円までの範囲内